

由利本荘市老朽危険空家等解体撤去補助金交付要綱

令和3年7月1日

改正 令和8年3月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、由利本荘市空家等の適正管理に関する条例（平成27年由利本荘市条例第42号。）および由利本荘市空家等の適正管理に関する条例施行規則（平成27年由利本荘市規則第30号。）等の規定に基づき、特定空家等の所有者等が、自ら当該空家等の解体および撤去を実施する場合に、その費用の一部を補助するための由利本荘市老朽危険空家等解体撤去補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象空家等)

第2条 補助の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 特定空家等として市長が認めたもの

(2) 居住していた空家等で個人が所有するもの（店舗兼住居以外の店舗及び工場を除く。）

(3) 市内に存し、1年以上使用されていないもの

(4) 抵当権が設定されている場合には、抵当権者や複数の権利者等から同意を得ているもの

(5) 複数人の共有である場合には、共有者全員から解体及び撤去について同意を得ているもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象空家とみなすことができる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象空家等の解体及び撤去のための工事を実施しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に記録されている者

(2) 前号に規定する者の相続人

(3) 前2号に掲げる者のほか、空家等を管理するに相当と市長が認める者

2 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

(1) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者

(2) 主たる生計維持者の前年分所得金額が460万円以下である世帯に属する者(1月～6月申請分については前々年分所得)

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象空家等(立木、設備、工作物等について法第14条の規定に基づく助言若しくは指導、勧告又は命令の対象となっている場合は、それらを含む。)の全部を解体撤去する工事

(2) 市内に本店若しくは支店等を有する業者で、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者が行う解体工事

(3) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結している解体工事

(4) 他の補助制度による補助金の交付、公共事業等による補償の対象とならない解体工事

(5) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに工事を完了し実績報告書を提出することができる解体工事

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 解体撤去工事にかかる工事費

(2) 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費および処分費

(3) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事および廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、解体撤去工事等に係る諸経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる金額とし、予算の範囲内において補助する。

(1) 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

(補助金交付申請)

第8条 交付申請をしようとする補助対象者(以下「補助申請者」という。)は、補助対象工事の実施前に由利本荘市老朽危険空家等解体撤去補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 建物及び土地の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書)

- (2) 位置図
- (3) 現況写真
- (4) 工程表
- (5) 工事見積書
- (6) 所得証明書（世帯全員のもの）
- (7) 委任状（様式第2号）（※補助申請者が交付申請の手続を他の者に委任する場合に限る。）
- (8) 同意書（様式第3号）（※第2条第1項第4号若しくは第5号に該当する場合に限る。）
- (9) 住民票謄本（※補助申請者が市外在住者の場合に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回までとする。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により補助事業の目的及び内容が適正であるか等を調査し、補助金の交付を決定したときは、当該決定の内容及びこれに付した条件を由利本荘市老朽危険空家等解体撤去補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により補助申請者に通知するものとする。

2 補助申請者は、原則として前項の規定による通知を受けた後でなければ補助対象空家の解体を実施することができない。

（跡地の管理）

第10条 補助申請者は、補助対象空家を解体撤去した跡地について、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないように当該跡地を適切に管理しなければならない。

2 市長は、補助申請者が解体撤去した跡地について適正な管理が見込めないと認めた場合は、当該跡地を管理する者の指定を求めることができる。

3 補助申請者が前項の指定を求められたときは、当該跡地を管理する者を指定し、跡地管理人指定届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（申請内容の変更）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに当該変更の内容を示す書類を市長に提出しなければならない。

（中止の承認）

第12条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに由利本荘市老朽危険空家等解体撤去補助金中止承認申請書（様式第6号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は前項の補助金中止承認申請書の提出を受け、これを承認した場合は、補助金の交付を取り消すものとする。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに由利本荘市老朽危険空家等解体撤去補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を付して市長に報告しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 請求書又は領収書の写し

(3) 解体撤去工事完了後の写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第14条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、由利本荘市老朽危険空家等解体撤去補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第15条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、由利本荘市老朽危険空家等解体補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第16条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、または補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき

(2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(3) この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、由利本荘市老朽危険空家等解体撤去補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、由利本荘市老朽危険空家等解体撤去補助金返還命令書(様式第11号)によりその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に必要な事項について報告をさせ、又は帳簿書類その他の物件を調査す

ることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。